

第7回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成30年1月10日 午後3時～午後4時45分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員 (15人)

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
委員	1番	武士	千雅子
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員 (1人) 2番 羽鳥 誠

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について

議案第3号 下限面積(別段面積)設定の検討について

議案第4号 非農地判定について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

6、その他

- ・平成29年度群馬県農業委員会活動推進研修会の開催について
- ・麦踏み合戦の開催と後援について
- ・平成30年度「農地の賃貸借情報」について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久
事務局 齊藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第7回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は15名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、14番 齋藤委員・15番 勅使川原委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の齊藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。
議案第1号農地法第農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号43000008について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 議案第1号番号1、43000008の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000008 につきましては、特に問題はありませんので許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。43000008 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000008 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 43000008 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 1 号 番号 2 受付番号 43000009 について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 議案第 1 号番号 2、43000009 の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000009 につきましても、特に問題はないということで許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。43000009 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000009 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 43000009 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 1 号 番号 3 受付番号 43000010 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 議案第1号番号3、43000010の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000010につきましても、周りに影響はないということで許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。43000010について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000010について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号43000010は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号4 受付番号43000011について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 議案第1号番号4、43000011の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000011につきましても、周りに影響はないということで許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。43000011について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000011について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号43000011は原案のとおり許可相当と決定いた

します。

続いて、番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号5 受付番号43000012について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 議案第1号番号5、43000012の審議を行います。この件に関しましても、農地部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000012につきましても、周りに影響はないということで許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。43000012について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000012について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号43000012は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、4条5条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。

続きまして議案第2号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について説明。】

議長 この件につきまして質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委員 中間管理機構という言葉がたくさん出てくるが、町には公社があり、玉村町では公社での貸借が主としているのに良いのか。

事務局 町の現状は分かっておりますが、農業委員会等に関する法律において、農地中間管理機構との連携に努めなければならないとありますので、指針については中間管理機構を全面においたものになってしまいます。

議 長 そのようなことですので、指針につきましては案の通り策定するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 指針につきましては案の通り策定することに決定します。
続きまして、議案第3号下限面積(別段面積)設定の検討について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号下限面積(別段面積)設定の検討について説明。】

議 長 この件に関しまして、群馬県の設定状況を見ますと平野部につきましては、50アールのままにしている市町村が多いと感じますが、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 下限面積を下げたからといって新規就農が増える見込みはあるのですか。

議 長 本日現地を見てきましたが、低利用農地が多い状態でありますので、下限面積を下げたからといってすぐに回復するとは言えない状況であります。

委 員 50アールを下限面積だと広すぎるので、農業委員会の許可なく貸借を行うことになってしまうが、所有者としたら公社を通しての貸借を望んでいる。

事務局 下限面積は、地区ごとに設定することも可能であります。
ただし、家庭菜園として借りることはできません。あくまでも農業経営を行う人でないと借りられません。

議 長 五料、飯倉については畑地が多い地区ですので、ネギや玉ねぎを栽培すれば面積が少なくても経営していけるのではないのでしょうか。

委 員 小泉、箱石、下之宮も不耕作地が多いので、下限面積を下げられないのでしょうか。

議 長 それでは五料、飯倉、小泉、箱石、下之宮の5地区について、下限面積を20アールに下げるということでよろしいのでしょうか、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ということで、5地区は20アール、その他の地区は50アールを下限面積といたします。

続きまして議案第4号非農地判定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【議案第4号非農地判定について説明。】

議 長 場所は、しょうびん沼の上でありまして、排水が烏川に流れ出る場所にあります。この場所について、事務局より非農地判定をお願いしたいとの案であります。このことについて、発言のある方は挙手をお願いします。

金田委員 こういう所の地目は何になるのでしょうか。

事務局 法務局で決定することになりますが、雑種地か山林かと思われま。

議 長 これまで非農地判定を行ったことはありますか。

事務局 最近はないですが、過去には行ったことがあると聞いております。

議 長 今回の場所については、烏川の河川敷と同じような場所であり、ここを田に戻すかということ、大変な労力と金銭がかかると思われ、また、その後耕作される見通しもないと考えられますが、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ということで、角刈5410番地は非農地と判断いたします。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

議 長 報告事項について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議 長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・平成29年度群馬県農業委員会活動推進研修会の開催について

- ・麦踏み合戦の開催と後援について
- ・平成30年度「農地の賃貸借情報」について
- ・その他について、朗読、説明】

議 長 麦踏み合戦につきましては、合戦の手伝いやプロッコリーの収穫体験等の手伝いがありますので、出来る限り全員の参加をお願いいたします。
農地の賃貸借情報につきまして、農作業等標準料金表で近隣市町村との差と実情と差がありますので、休耕田管理作業、マニアスプレッターにつきましては来年度より料金を上げるということにいたします。

事務局 了解しました。
その他で、もう一点あります。1月8日の上毛新聞の1面に載った耕作放棄地の状況についての記事であります。玉村町は11%で54haといった数字が載りましたが、これはあくまでも農林業センサスの数字であり、統計調査で農業者本人への調査結果であります。この調査内容は所有している農地の面積を書かせ、このうち耕作を放棄している農地の面積はという設問になっておりますので、農業委員会という耕作放棄地ではなく、本人が耕作を放棄していると考えている農地の面積となっております。

議 長 その他、委員より何かありますか。

勅使川原委員 賃貸借料についてですが、しばらく田7,000円、畑4,000円でやっておりますが、近年交付金や補助金が減っているなか、7,000円でもきつくなっている。平均値を公表しているとのことだが、公社の賃貸借料について農業委員会として検討してもよいのではないかと。

議 長 わかりました。その件に関しましては、町農業公社でも考えていると思いますので、検討するよう伝えたいと思います。
その他、委員より何かありますか。なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議事録署名人

議事録署名人